



# 島根県報

平成24年3月30日（金）

号外第61号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【規 則】

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則	（障がい福祉課）	2
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則 の一部を改正する規則	（       "      ）	2

**公布された条例等のあらまし****◇障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則（規則第51号）**

## 1 規則の概要

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う引用する条項の整理（第5条・様式第21号・様式第22号関係）

## 2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

**◇障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則（規則第52号）**

## 1 規則の概要

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う規定及び様式の整備（第1条・第2条・第4条・第6条・様式第1号・様式第3号関係）

## 2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

**規 則**

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第51号**

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

障害者自立支援法施行細則（平成18年島根県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第43条の4第1項」を「第43条の7第1項」に改め、同条第3項中「第43条の4第2項」を「第43条の7第2項」に改める。

様式第21号中「第43条の4第1項」を「第43条の7第1項」に改める。

様式第22号中「第43条の4第2項」を「第43条の7第2項」に改める。

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第52号**

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成18年島根県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第1条中「指定相談支援事業者」を「指定一般相談支援事業者」に、「障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第173号）」を「障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）」に改める。

第2条中「、第38条第1項及び第40条において準用する法第36条第1項（これらの規定を法第41条第4項）」を「及び第38条第1項（法第41条第4項において準用する場合を含む。）並びに法第51条の19第1項（法第51条の21第2項）」に改める。

第4条中「及び第2項」を「及び第51条の25第1項」に、「届出は、省令第34条の23第1項本文、第34条の26本文又は第34条の28第1項本文に規定する場合においては」を「変更に係る届出については」に、「省令第34条の23第3項又は第34条の28第2項に規定する場合においては」を「法第46条第1項及び第51条の25第1項の規定による事業の再開に係る届出並びに法第46条第2項及び第51条の25第2項の規定による届出については」に改める。

第6条中「法第51条」の次に「及び第51条の30第1項」を加え、同条第1号中「指定相談支援事業者」を「指定一般相談支援事業者」に、同条第4号中「又は」を「、」に、「施設障害福祉サービス」の次に「又は地域相談支援」を加える。

様式第1号中「指定相談支援事業所」を「指定一般相談支援事業所」に、「指定相談支援事業所」を「指定一般相談支援事業所」に、

「

指定相談支援事業所						を
特 記 事 項						

」

「

指定一般相談支援事業所（地域移行支援）						に改
指定一般相談支援事業所（地域定着支援）						」
特 記 事 項						

める。

様式第3号を次のように改める。

## 様式第3号（第4条関係）

## 再開・廃止・休止届出書

年 月 日

島根県知事 様

所 在 地

届出者 名 称

代表者氏名

㊟

下記のとおり事業を再開（廃止・休止）をしました（したい）ので、届け出ます。

## 記

	事業所番号	
再開（廃止・休止）した（する）事業所	名 称	
	所 在 地	
再開（廃止・休止）した（する）事業		
再開（廃止・休止）した（する）年月日	年 月 日	
廃 止 ・ 休 止 す る 理 由		
現に指定障害福祉サービス又は指定一般相談支援を受けている者に対する措置（廃止・休止する場合に限る。）		
休 止 予 定 期 間	年 月 日～ 年 月 日	

## 備考

- 1 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付してください。
- 2 再開の場合は、休止した事業を再開した日から10日以内に届け出てください。
- 3 廃止又は休止の場合は、事業を廃止し、又は休止しようとする日の1月前までに届け出てください。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。